

「登録木材関連事業者」になりませんか

今、世界では違法に伐採された木材の流通が問題になっています。この問題に対処するため、2017年5月に「クリーンウッド法」※が施行され、全ての木材関連事業者が、取り扱う木材の合法性を確認することになりました。

この法律の中で、合法性の確認を適切に行い、合法伐採木材の利用に積極的に取り組む木材関連事業者を「登録木材関連事業者」に登録するしくみが始まりました。以下に制度のあらましを紹介します。

※合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称「クリーンウッド法」)

●木材関連事業者とは

クリーンウッド法に基づき合法性の確認を行う木材関連事業者は、木材などの製造・加工・輸入・輸出または販売(消費者への販売を除く)をする事業者、木材を使用して建築物その他の建築または建設をする事業者です。このほか、木質バイオマス発電事業を行う事業者も含まれます。

木材関連事業者は、森林所有者などから木材を購入して加工や販売を行う事業者、丸太・製材品等を輸入する事業者(第一種木材関連事業者)とそれ以外の事業者(第二種木材関連事業者)の2つに分けられています。



●木材関連事業者の登録制度がスタート

クリーンウッド法に基づき、新たに木材関連事業者の登録制度がスタートしました。この制度は、木材関連事業者の中で、この法律を遵守し、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者は、登録実施機関※に申請を行い、登録を受けることができるというしくみです。登録されると、氏名または名称、住所、法人の場合は代表者名、登録された事業内容、部門、木材等の種類等が公表されます。

※登録実施機関:木材関連事業者の登録に関する事務を行う国に登録された第三者機関のこと(裏面参照)



●「登録木材関連事業者」の名称が使用できます。

登録を受けると、第一種木材関連事業を行う事業者は「第一種登録木材関連事業者」、第二種木材関連事業を行う事業者は「第二種登録木材関連事業者」という名称を用いることができ、合法伐採木材を適切に取り扱う事業者として市場からの高い評価が期待できます。

なお、登録を受けていない事業者がこの名称を使用する場合や、登録を行っていても適切な名称の使用ができていない場合は罰則や登録の取消の対象になります。



●申請方法

登録を受けようとする木材関連事業者は、登録実施機関に対して申請を行います。

登録実施機関は、登録を申請した事業者が、合法伐採木材等の利用を確保する措置を適切かつ確実に行的かどうかについて、書類(必要があれば質問その他の方法)による確認を行い、申請内容が適切と認められれば、登録されることとなります。

申請に必要な書類

●申請書 決められた様式に従って記載します。

●添付書類

- (1) 合法伐採木材の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる方法
 - ① 確認に関する事項
 - ② 木材を譲り渡すときに必要な措置
 - ③ 記録の管理に関する事項

- (2) 体制の整備に関する事項
 - ① 合法伐採木材等の分別管理
 - ② 責任者の設置
 - ③ その他必要な体制整備(取組方針の設定)

(3) その他必要な書類

- ① 個人にあっては、住民票の写し
- ② 法人にあっては、定款または寄附行為、登録事項証明書および役員の名簿
- ③ 申請者が法第11条第1項第2号から第4号までに該当しないことを証する書類

● 登録実施機関一覧

登録実施機関名	登録実施事務の対象		登録実施事務を行う 事務所の所在地	問い合わせ先 (電話番号)
	対象事業	事業の別		
公益財団法人 日本合板検査会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、 輸入、輸出又は販売を する事業 (2)木材を利用して建築物そ の他の工作物の建築又 は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた 発電事業	1. 本部 東京都港区西新橋3-13-3 2. 北海道検査所 北海道札幌市白石区中央三条3-6-25 3. 東北検査所 岩手県盛岡市みたけ1-5-49 4. 東京検査所 埼玉県草加市谷塚2-11-33 5. 名古屋検査所 愛知県名古屋市中村区烏森町6-117 6. 大阪検査所 大阪府大阪市住之江区平林北2-2-8 7. 中国検査所 島根県松江市学園1-9-8 8. 九州検査所 福岡県北九州市門司区西海岸3-1-38	03-5776-2680 http://www.jpica-ew.net/index.shtml
公益財団法人 日本住宅・ 木材技術センター	第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸 出又は販売をする事業 (2に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。) (2)木材を使用して建築物 その他の工作物の建築 又は建設をする事業	東京都江東区新砂3-4-2	03-5653-7662 http://www.howtec.or.jp/
一般財団法人 日本ガス機器検査 協会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、 輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物 その他の工作物の建築 又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた 発電事業	東京都港区赤坂1-4-10	03-3586-1686 http://www.jia-page.or.jp/environment/
一般社団法人 日本森林技術協会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、 輸出又は販売をする事業 (2)木質バイオマスを用いた 発電事業 ※対象とする木材等の種類は木材とし、 地域等は国産材とする。 (ただし、品揃え等のため、取り扱う木材 の量の過半が国産材である場合に限り て南洋材及び北洋材以外の木材を取り 扱う場合等は対象とする。)	東京都千代田区六番町7	03-3261-9111 又は 03-3261-9112 http://www.jafta.or.jp/contents/home/
一般財団法人 建材試験センター	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、 輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物 その他の工作物の建築 又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた 発電事業	東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	03-3808-1124 http://www.jtccm.or.jp/
一般社団法人 北海道林産物検査会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業 (北海道内に本社を有する 者が行うものに限る。)	(1)木材等の製造、加工、輸入、 輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物 その他の工作物の建築 又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた 発電事業	北海道札幌市中央区北三条西7-1-5	011-251-7830 http://hokurinken.jp

クリーンウッドナビ (林野庁ホームページ)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/>

林野庁林政部木材利用課

一般社団法人 全国木材組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F

TEL.03-3580-3215 FAX.03-3580-3226